



✓「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に!?

「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化された改正特定商取引法が施行されました!

本年6月1日に、「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化された改正特定商取引法が施行され、販売業者等は、取引における基本的な事項を最終確認画面等で明確に表示することが義務付けられました。

また、販売業者等の誤認させるような表示等により、誤認して申込みをした消費者は、申込みの意思表示を取り消すことができるようになりました。

相談事例 【事例1】「初回 550 円」という表示を見て化粧品を注文したところ、2 回目以降が高額な定期購入契約だった

【事例2】「いつでも解約可能」という表示を見て、定期購入のダイエットサプリメントを注文したところ、初回のみで解約するには条件がついていた

消費者へのアドバイス（インターネット通販中心）

- ★低価格を強調する広告の場合は、注文する前に販売サイトや「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう。
- ★必ず「最終確認画面」で、定期購入が条件となっていないか、2 回目以降の分量や代金などの販売条件、解約条件等を確認しましょう。

改正特定商取引法では、販売業者等は、販売サイトの「最終確認画面」において、顧客が「注文確定」の直前段階で、分量、販売価格・対価、支払の時期・方法、引渡・提供時期、申込期間（期限のある場合）、申込みの撤回、解除に関する事などの契約の申込みの内容を簡単に最終確認できるように表示することを義務付けています。

また、販売業者等がこれらの契約の申込みの内容について、表示していない場合や、不実の表示や消費者を誤認させるような表示を行った場合、これにより誤認して申込みをした消費者は、申込みの意思表示を取り消すことができます。

困ったときは、福井県消費生活センターまたは役場総務課にご連絡ください。

■問合せ 福井県消費生活センター TEL 0776-22-1102 総務課 ☎ 0778-47-8000

年金のお知らせ

■問合せ 町民税務課 ☎ 0778-47-8015
武生年金事務所 TEL 0778-23-1126
(自動音声案内「2」の後「2」選択)

国民年金保険料の免除制度・納付猶予制度について

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、ご本人からの申請によって、「保険料の納付猶予」または「全額もしくは一部（4分の1、半額、4分の3）が免除」になる制度があります。

メリット1

免除の割合に応じて、一定の年金額が保障されます!

例えば、全額免除の期間は、保険料を納めなくても、年金額が2分の1保障されます。
※納付猶予は年金の受給資格期間には含まれますが、年金額には計算されません。

メリット2

万が一の際にも保障を確保!

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金を受け取ることができます。
(免除の手続きを行わず未納の場合は保障されません。)

令和4年度の免除・納付猶予の受付は7月から開始され、令和4年7月分から令和5年6月分までの期間を対象として審査を行います。また、申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1か月前までになります。

失業等が理由で申請する場合には、「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険被保険者離職票」のコピーをご準備ください。申請は原則として毎年度必要です。令和4年6月以前に免除等の承認を受けた方も、引き続き希望される場合にはお手続きください。